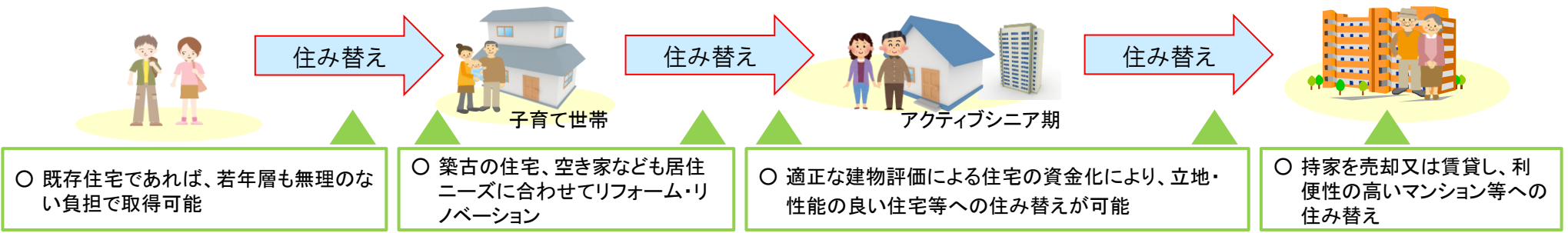


既存住宅・リフォーム市場活性化による住み替えの促進

「適切な維持管理の推進」、「性能向上・利用価値が評価される仕組みの普及」、「安心して既存住宅が取引される市場環境の整備」により、性能や規模、立地、経済面でライフスタイルにあった住まいへの円滑な住替えを図る。

我が国の既存住宅市場の現状

既存住宅流通の国際比較	住み替え回数に関する欧米との比較	既存住宅(木造戸建て)の評価
新築＋既存に占める既存流通量は、欧米の1/6程度の水準	世帯当たりの住み替えによる住宅取得回数は、英米の1/3～1/4の水準	築後約20年で取引価値が一律ゼロという我が国独自の取引慣行



既存住宅の質の維持・向上	○長期優良住宅認定制度(増改築、既存)の普及促進、長期優良住宅化リフォームの支援 ○買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制特例措置 ○売却・賃貸等を見据えた所有者等による適切な維持管理・点検・評価等の促進への支援
既存住宅・リフォームの質に対する安心の付与	○住宅リフォーム事業者団体登録制度、住宅性能表示制度、瑕疵保険の普及促進 ○流通時の建物状況調査(インスペクション)の活用促進 ○消費者に対し既存住宅の基礎的な情報を提供する「安心R住宅」制度 等
既存住宅の取得やリフォームに対する資金調達の支援	○フラット35における、リフォーム工事費を含めた既存住宅の購入費用に対する融資 ○60歳以上の方を対象とした、リバースモーゲージ型民間住宅ローンの供給支援(リ・バース60) 等
消費者への適時適切な情報提供の推進	○全国版空き家・空き地バンクの活用促進 ○不動産取引価格情報の整備・提供 等